

平成24年5月31日

平成24年（行コ）第82号 公文書不開示処分取消等請求控訴事件

控 訴 人 宮 部 龍 彦
被 控 訴 人 滋 賀 県
控 訴 理 由 書

大阪高等裁判所 御中

控 訴 人 宮 部 龍 彦

控訴人の控訴理由は、以下のとおりである。

第1 地域総合センター等の名称、住所等が周知されていないとする原判決の誤り

1 施設の設置管理条例に認識を欠く住民がいることを非公開理由とした、原判決の事実認定および法解釈の誤り

地域総合センター（以降、単に「センター」という）は、同和対策のために設置された隣保館，教育集会所，児童館および老人憩の家の総称であり，それらの住所ないし住所付近は同和地区であることから，センターの名称及び住所は特定の地域が同和地区であるということを特定し得る情報である。

センターの関係施設は地方自治法第244第1項に該当する，いわゆる「公の施設」である。そのため，地方自治法第244条の2第1項により，滋賀県下の市町は設置管理条例を定めており，それらの設置管理条例には施設の名称，住所が必ず記載されており，一部の市町ではそれらの施設が同和対策目的であることが条例に明記された。

一方，原判決(P28)は「これらの条例については，公報による公布がされたほか，特段の周知活動が行われているわけでもなく，現実問題として条例の存在及び規定の内容につき認識を欠く住民が相当数存することは否定し難いから，上記非開示情報が公開されることによって本件同和対策事業の適正な遂行に支障を与えるおそれはなお存在するというべきである。」とした。

まず、「これらの条例については、公報による公布がされたほか、特段の周知活動が行われているわけでもなく」という点は事実と異なる。

センターの設置管理条例は、少なくとも廃止されていない施設に関しては、ほとんどの自治体でインターネット上の例規集に掲載され、公布後も周知活動が行われている。特に愛荘町、守山市、彦根市では甲75の1ないし3号証のとおり、現在もセンターが同和対策目的のものであることが条例に明記されている。条例の名称と、インターネット上のアドレスはそれぞれ次のとおりである。

愛荘町地域総合センター条例

http://www.town.aisho.shiga.jp/reiki_int/reiki_honbun/r3040425001.html

守山市地域総合センターの設置等に関する条例

http://www.city.moriyama.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/i4000240001.html

彦根市地域総合センターの設置および管理に関する条例

http://www.city.hikone.shiga.jp/reiki_int/act/print/print110000613.htm

また、日野町は平成19年にセンターを廃止すること、それが同和行政の総仕上げとしての意味があることを、町の広報に掲載して住民に周知した（甲73）。

そもそも条例の公布は、その条例の内容を誰もが知り得る状態に置くことを目的として行われるものであるから、地方自治法第244条の2第1項は公の施設の存在を住民に周知させることを目的としている。従って「現実問題として条例の存在及び規定の内容につき認識を欠く住民が相当数存する」ということは法律が予定していることではなく、原判決の判断は法解釈の誤りでもある。

なお、控訴人が滋賀県知事に求めているのは公開条例に基づく公開決定であって、周知活動を求めているものではない。原判決は両者を混同しているのみならず、公開条例による公開決定が、地方自治法に基づく条例の公布よりも影響力の強いものであるという誤った法解釈をしている。

「非開示情報が公開されることによって本件同和対策事業の適正な遂行に支障を与えるおそれはなお存在する」というが、控訴人が提出した甲18の1ないし7、甲31ないし64号証は、控訴人が各市町に要請して任意的に公開されたものか、あるいは各市町の条例に基づく情報公開請求により公開されたものである（甲24の1ないし4号証）。既に市町により公開されたものと同じ情報が、県によって改めて公開されることにより同和対策事業の適正な遂行に支障を与えるということは矛盾している。

第2 同和地区が明らかにされると被控訴人の事務事業に支障が生ずるということについて、原判決の誤り

1 公開条例第6条第1号および同6号について、原判決の法解釈の誤り

原判決は本件情報が公開条例第6条第1号（1号事由、個人に対する不利益情報）に該当するかどうか争点としながら、その点には何の説明もせず、同第6号（6号事由、事務事業支障情報）として本件情報を非公開としている。

1号事由に関しては「法令若しくは条例」により公にされているものは除外するとした強力な例外規定があるために適用が不可能であることから、言ってみれば「同和地区の情報を知らせないこと自体が事務事業だ」という循環定義をもって強引に6号事由をあてはめたように感じられる。

公開条例第6条第6号に同第1号と同様の例外規定がないのは、行政は法令に従って業務をしているため、法令により公にされた情報により事務事業に支障が生ずることはあり得ないということがあまりにも自明なことだからである。従って、公開条例第6条第6号を適用した原判決は法解釈の誤りである。

2 被控訴人が作成した文書が「滋賀の部落」よりも信用性が高いとした、原

判決の事実認定の誤り

原判決(P27)は「非開示情報は地方公共団体たる被告が作成した文書に記載された情報であり，社会的な信用性が高いものであることは明らかであって，原告が公開している情報や出版物である「滋賀の部落」に記載された情報と同様に考えることはできない」とする。

「滋賀の部落」には様々な版があるが，滋賀県内の同和地区一覧が明記された主要なものは，昭和49年8月28日に滋賀県同和事業促進協議会により発行された「滋賀の部落 第1巻 部落巡礼」である。同書は国立国会図書館に所蔵されているが，控訴人は本年4月19日に古書店から実物を入手した（甲72号証）。

本書の冒頭には，当時の野崎欣一郎滋賀県知事による「「滋賀の部落」発刊に寄せて」という文章が掲載されている。その全文は次のとおりである。

「同和問題は，人類普遍の原則である人間の自由と平等が不当に阻まれ，憲法に保障された基本的人権が著しく侵害されている深刻かつ，重大な社会問題であります。

この問題を真に解決するためには，部落の実態を，単に現象的，概念的に把握することなく，その実態のよって来たる社会的背景や，相互の因果関係などの必然性を，明確にしていく必要があります。それゆえに，部落解放運動五十余年の歴史と伝統に学び，運動の主要な命題を，正しく取らえて取り組むことが，取りも直さず，早期問題解決への重要な課題といわなければなりません。

このため，県といたしましても，部落史研究への財政援助や資料の提供を通じ，側面的に支援してきたところですが，今般，県部落史研究会より積年の研究成果を「滋賀の部落」全三巻に集大成して発刊される運びとなりました。

ここに，関係者各位の真摯な研究のご苦勞に対し，深甚の敬意を表しますとともに，本書がより多くの人々に読まれ，同和問題の早期解決に寄与することを切望する次第であります。」

こうある通り，「滋賀の部落」は被控訴人の財政援助と資料提供により作ら

れたものである。それゆえに、十分な社会的信用性を持っている。

ところで、平成24年3月26日、草津市は控訴人の情報公開請求に対して、同市木川新田地区、西一地区で行われた住宅地区改良事業、小集落地区改良事業の図面を含む文書「住みよい街づくりのために」を公開した（甲76の1）。文書にはこれらの事業が同和対策事業であることが書かれており、これに含まれる地図は事業対象地域の区域が1戸1戸識別できる精度で、赤または緑色の線で図示されている情報を含んでおり（甲76の2）、これは滋賀県知事が非公開とした「同和対策事業に関する地図」と同等のものと考えられる。

「住みよい街づくりのために」の巻末には「滋賀の部落 第1巻 部落巡礼」が参考文献として挙げられている。従って、「滋賀の部落」が行政文書に比べて社会的な信用性が低いということではなく、むしろ行政文書が「滋賀の部落」を参考にして作られている。

3 過去に被控訴人自身が同和地区の場所の情報を流布させていること

原判決(P26)は、ある地域が同和地区であることを示す情報について「そこに居住する者らに対する差別意識が煽られ、差別行為が助長されることは否定し過怠というべきであり、しかもこうした情報が一旦流布するとなれば、これを消去等することは容易ではなく、その結果、企業や宅地建物取引業者に同和地区に関する質問・調査をすることのないよう啓発するなどしてきた被控訴人の施策の効用が大きく阻害されることとなるおそれが強い」としている。

しかし、前述のとおり、「滋賀の部落」の中で当時の滋賀県知事が「本書がより多くの人々に読まれ、同和問題の早期解決に寄与することを切望する次第であります」と述べており、これは同和地区一覧が書かれた書物を読むことについて被控訴人が推奨し、しかもそのことが被控訴人の施策を阻害するどころか、同和問題の早期解決の手段ととらえていたことを示すものである。

当時の部落解放同盟滋賀県連合会委員長であり、滋賀県同和事業促進協議会会長であった中村一雄氏も「滋賀の部落」の冒頭の「部落史刊行に寄せて」と題した文中で、「幸いにして、われわれと志を同じくする人々、教育や行政の

現場で、部落問題の解決に日夜専念する人々は勿論、広く一般の有識者、大衆、学生のみなさんにまで、この際、一人でも多くの人々によって、本書を手にして頂くことが出来、精読を賜ることが出来るならば、われわれの望外のよろこびとしたいのである。」と述べている。

そして、現に「滋賀の部落」は国立国会図書館で誰でも閲覧・複写できるし、流通しているものを控訴人が手にすることもできるのである。

原判決のとおり「こうした情報が一旦流布するとなれば、これを消去等することは容易ではなく」と言えるのであれば、既にそのような状態になっており、公開条例により同和地区が公開されることとは因果関係がない。

なお、前述の「住みよい街づくりのために」は草津市が作成したもので、同和対策事業の区域を示した地図が掲載されているが、草津市がこの文書を公開したことにより、木川新田・西一地区に居住する者らに対する差別意識が煽られ、差別行為が助長されるといったことは生じていない。

4 国立公文書館が各地の同和地区名が書かれた資料を公開していること

国立公文書館は国が調査資料として作成した「同和地区精密調査報告書（昭和37年及び昭和38年）」を公開しており、誰でもその内容を見ることができる（甲77の1）。

この報告書は次の15の府県の同和地区を精密に現地調査したもので、調査対象となった同和地区の当時の地名が次のとおり明記されている。

- 1 埼玉県北埼玉郡騎西田ケ谷・中原地区
- 2 京都府京都市左京区鹿ケ谷・高岸町地区
- 3 広島県佐伯郡大柿町字柿浦・東常道地区
- 4 高知県高知市宮前地区
- 5 長野県小諸市加増地区
- 6 静岡県浜松市吉野町地区
- 7 大阪府大阪市西成区出城・開地区
- 8 兵庫県姫路市高木地区

- 9 奈良県桜井市初瀬馳向地区
- 10 和歌山県那賀郡打田町東国分・古和田地区
- 11 岡山県真庭郡土居・中島・寿和・岩内地区
- 12 山口県防府市右田地区
- 13 徳島県徳島市一宮地区
- 14 愛媛県北条市中西外上地区
- 15 福岡県福岡市西脇地区

このうち3, 5, 8, 10, 11, 12, 13, 14, 15には対象地区の位置や区域を示した地図が掲載されており, 2, 7には対象地区が存在する市内の他の同和地区の場所も示した地図が掲載されている。11のP129には当時岡山県の県費補助で同和対策事業が行われた地区名が列挙されている。

しかし, 「そこに居住する者らに対する差別意識が煽られ, 差別行為が助長される」といったことは生じていない。

第3 最後に

今回控訴人が提出した「滋賀の部落」「同和地区精密調査報告書」などの資料からも分かるように, 歴史的には部落解放運動にしても同和対策事業にしても対象地区の場所を明らかにすることを前提に行われたものである。

同和地区をタブー視し, 同和地区の場所を公言することが即差別行為であるかのように考えることは誤りであるし, 皆が分かっていることを公然の秘密として扱い, 目を背けることは「王様の耳はロバの耳」「裸の王様」の寓話と同様で, 公開条例の趣旨に悖る。「同和地区」に限って行政がそのような扱いをすることは, 差別や偏見の解消にむしろ反することである。

本審においては, 法と事実に基づく誠実な判断を求めるものである。

第4 被控訴人への求釈明

「同和対策地域総合センター要覧」を被控訴人と共に作成した「財団法人滋賀県解放県民センター」と, 「滋賀の部落」の発行者である「滋賀県同和事業促進協議会」はどのような関係にあるのか説明されたい。

平成24年5月31日

平成24年（行コ）第82号 公文書不開示処分取消等請求控訴事件

控 訴 人 宮 部 龍 彦
被 控 訴 人 滋 賀 県
証 拠 説 明 書

大阪高等裁判所 御中

控 訴 人 宮 部 龍 彦

号 証	標 目	原本/写し	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨
甲72	滋賀の部落 (各部落の説明以外の部分)	写し	S49.8.28	滋賀県同 和事業促 進協議会	「滋賀の部落」を読むことを滋賀県知事等が推奨していたこと
甲73	広報ひの2007 年(平成19 年)6月 No.563	写し	H19.6	蒲生郡日 野町	地域総合センターが同和対策目的であることが自治体により広報されていたこと
甲74の1	公文書公開決定通知書	写し	H22.4.30	東近江市 長	東近江市の地域総合センター設置管理条例が東近江市情報公開条例により公開されたこと。
甲74の2	公文書公開決定通知書	写し	H23.5.24	彦根市長	彦根市の地域総合センター設置管理条例が彦根市情報公開条例により公開されたこと。
甲74の3	公文書公開決定通知書	写し	H23.5.24	甲賀市長	旧土山町, 旧甲南町, 旧信楽町の地域総合センター設置管理条例が甲賀市情報公開条例により公開されたこと。
甲74の4	公文書公開決定通知書	写し	H23.5.27	愛荘町長	旧秦荘町, 旧愛知川町の地域総合センター設置管理条例が愛荘町情報公開条例により公開されたこと。

号 証	標 目	原本/写し	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨
甲 7 5 の 1	愛荘町地域総合センター条例	写し	H18. 2. 13	愛知郡愛荘町	同和対策目的の施設の設置管理条例の内容を愛荘町がインターネットで広報していること。
甲 7 5 の 2	守山市地域総合センターの管理および運営に関する規則	写し	S57. 3. 31	守山市	同和対策目的の施設の設置管理条例の内容を守山市がインターネットで広報していること。
甲 7 5 の 3	彦根市地域総合センターの設置および管理に関する条例	写し	H20. 12. 19	彦根市	同和対策目的の施設の設置管理条例の内容を彦根市がインターネットで広報していること。
甲 7 6 の 1	公文書公開決定通知書	写し	H24. 3. 26	草津市長	草津市が「住みよい街づくりのために」を公開したこと。
甲 7 6 の 2	住みよい街づくりのために	写し	S63. 3	草津市	上記の決定に公開された文書に同和対策として行われた住宅地区改良事業の区域が示されていること。
甲 7 7 の 1	国立公文書館の目録	写し	H24. 5. 2	国立公文書館	「同和地区精密調査報告書」を国立公文書館が公開していること。
甲 7 7 の 2	同和地区精密調査報告書	写し	S37～S38	総理府審議室	上記の資料に各地の同和地区の名称や地図が含まれていること。